

景観に関する行為の届出先について

令和3年10月1日から「みどり市景観計画」及び「みどり市景観条例」が施行されることに伴い、景観に関する一定規模以上の行為の届出先が次のとおり変更されますのでご注意ください。

【届出日・届出先】

届出日	届出先
令和3年9月30日まで	群馬県 県土整備部 都市計画課 (県庁 21階)
令和3年10月1日から	みどり市 都市建設部 都市計画課 (大間々庁舎 2階)

【注意事項】

- (1) 届出は、**群馬県かみどり市のどちらか一方**にし、どちらの場合も**行為に着手する30日前まで**にする必要があります。
- (2) 群馬県に届出をした書類に不備があり、その修正が令和3年10月1日以降になる場合は、みどり市に提出し直していただくことがあります。
- (3) 届出の基準や様式は、群馬県とみどり市で異なります。詳しくは、ホームページ等でご確認ください。

【具体例】

〈パターン①〉 着手日が10/30以前の場合 ⇒ **群馬県へ届出**

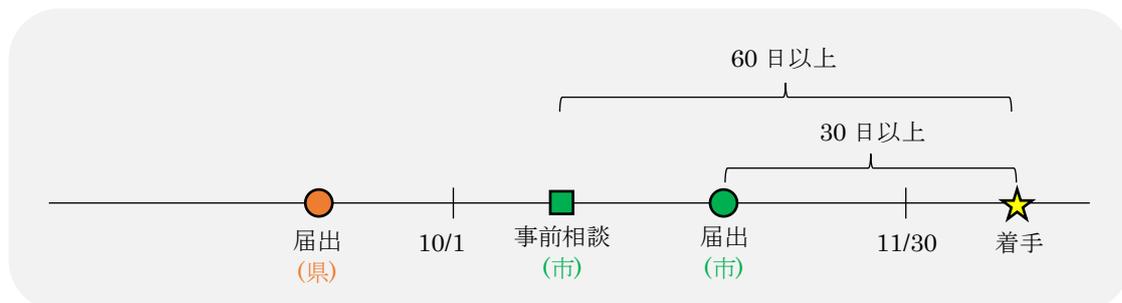


〈パターン②〉 着手日が10/31～11/29の場合 ⇒ **9/30以前は群馬県へ届出**
⇒ **10/1以降はみどり市へ届出**



※ みどり市に届出をする場合、建築物・工作物に係る行為については着手する60日前までに「事前相談」を行う必要がありますが、着手日が〈パターン②〉の期間内である場合は、「事前相談」を省略することができます。

- 〈パターン③〉 着手日が 11/30 以降の場合 ⇒ 9/30 以前は群馬県へ届出
⇒ 10/1 以降はみどり市へ
事前相談 及び 届出



※ みどり市に届出をする場合、建築物・工作物に係る行為については着手する
60 日前までに「事前相談」を行う必要があります。

【問合せ先】

みどり市 都市建設部 都市計画課

電話：0277-76-1903 FAX：0277-76-1951

Eメール：toshikeikaku@city.midori.gunma.jp